<sup>令和4年 第9回 ふじみ野市農業委員会総会議事録</sup>														
招集日時 令和4年			4年9	9月2	26日	開会場所		「 ふじみ野市役所			<b>所本庁</b> 名	本庁舎5階Aフ		て会議室
開会の日時 開 会		217	令和	14年9	月26	月	午後	後1時3	0分	<b>諸</b>	長			
及び宣告者 閉 会		27	令和	14年9	月26	6日 午後		1時53分		<b>計</b>	議長			
議	議長 粕谷 雄 一													
No.		氏		名		出欠	N	0.		氏	彳	<u>Z</u>		出欠
1	久任	保田	Ŷ	青		田	1	0	鈴	木	智	之		田
2	柳	Ш	嗣	於		出	1	1	浅	海	伊佑	三男		出
3	横	山	_	明		出	1	2	岡	部	昭	] ]		出
4	嶋	田	利	行		出	1	3	谷	田	峰	男		出
5	原	田	_	_		出	1	4	粕	谷	雄	_		出
6	近	藤	広	巳		出	1	5	有	Щ	茂	幸	(最)	出
7	岸		勇			欠	1	6	宮	寺	康	夫	(最)	出
8	神	木	Ţ.	支		出	1	7	新	井	正	_	(最)	出
9	塩	野	和	義		出								
出。	席者	数	農	業	委員		7	定 娄	文 14	名	出 席	者	1 3	名
			農地	也利月	用最適個	<b>上推進委</b>	員	定 娄	文 3	3名	出席	者	3	名
議 事 参 与 (説明者)						書記								
	葛籠貫 智 洋													
	島	,村	雄	大										
	有	īЩ	俊	夫										
	飯	塚	勝	貴										

その他重要と認める事項		
	上記会議の結果を記載し、その 署名します。	相違なきを証するためここに
	令和	14年9月26日
	議長	印
	署名委員	印
	署名委員	印

		ふじみ野市農業委員会会長は、令和4年9月26日、午後
		1時30分、ふじみ野市役所本庁舎5階A大会議室に農業委
		員会を招集した。
日程第1	議長	議長は午後1時30分、委員の過半数が出席したので、開
		会を宣言した。
日程第2	議 長	議事録署名委員に11番・12番委員を指名する。
日程第3	議長	日程第3、報告第18号、農地法第3条の3第1項の規定に
		よる権利取得の届出に関する件、3件を報告します。
		事務局に報告書の朗読を求めます。
	事務局	報告書朗読。
	議長	質疑を求めます。
	全委員	なし。
	議長	報告案件ですので、報告第18号について終了します。
日程第4	議長	日程第4、報告第19号、農地法第4条第1項第8号の規定
		による農地転用届出に関する件、2件を報告します。
		事務局に報告書の朗読を求めます。
	事務局	報告書朗読。
	議長	質疑を求めます。
	全委員	なし。
	議長	報告案件ですので、報告第19号について終了します。
日程第5	議長	日程第5、報告第20号、農地法第5条第1項第7号の規定
		による農地転用届出に関する件、6件を報告します。
		事務局に報告書の朗読を求めます。
	事務局	報告書朗読。
	議長	質疑を求めます。
	全委員	なし。
	議長	報告案件ですので、報告第20号について終了します。

日程第6 日程第6、議案第20号、農地法第3条の規定による許可申 議 長 請に関する件、1件を議題とします。 この案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求めま す。 事務局 議案書朗読、説明。 受人は、トラクター3台、農業用トラック3台、マルチャー 2台、野菜洗浄機3台、トレンチャー1台、農地を約18,0 00㎡を所有し家族4人で農業経営を行っております。 許可要件の最低所有経営面積5,000㎡以上を満たしてお ります。 現地調査を行った委員さんから説明をお願いします。 長 議 8番委員 9月15日に10番委員と事務局の3人で現地調査を行い ました。きちんと耕作してある畑でした。 特に問題は無いと思います。 地元委員さんは何かありますか。 議 長 17 番委員 以前からきれいに耕作をしている農業者で、農業を一生懸命 やっている方です。 現地も確認しましたが、農地としても問題は無いと思いま す。 議 長 質疑はありますか。 全委員 なし。 質疑がないようでしたら、この案件について承認してもよ 議 長 ろしいですか。 全委員 異議なし。 異議なし賛成により、この案件につきましては原案のとお 長 議 り許可することに決定します。 議案第20号について終了します。

日程第7 日程第7、議案第21号 農業振興地域整備計画の変更につ 議 長 いて、2件を議題とします。 1番の案件につきまして、事務局に議案の朗読及び説明を求 めます。 事務局 この案件は、農業振興地域内青地の除外申請となります。 事業計画者は、昭和51年からカーボングラファイトの製造 及び加工を行っている会社です。近年では業績も上がってきて おり、現在の敷地では資材置場と従業員の駐車場が足りない状 況です。 その為、もう一箇所の資材置場と駐車場の増設を検討してお り、市内の市街化区域、市街化調整区域及び農振地域内白地を 含め探したところ適地が見付からず、今回の申請地の土地所有 者と相談した結果、合意することができました。 申請地は会社に隣接しているため利便性を含め最適地であ ると考えているとのことです。 農地の区分は、概ね 10 ヘクタール未満の規模の一団の農地 の区域内にある農地であり、第2種農地と判断します。 今後、除外の手続きが完了すると農地転用許可申請がされる 予定です。 議 長 現地調査を行った委員さんから説明をお願いします。 9月15日に10番委員と事務局の3人で現地調査を行い 8番委員 ました。 若干草がある畑でした。今後転用されても周りの農地には特 に問題は無いと思います。 地元委員さんは7番委員ですが本日欠席です。 議 長 7番委員の意見を事務局から報告してください。 事務局 今後転用されても周りの農地には特に問題は無いと思いま

す、とのことです。

議 長 質疑はありますか。

全委員 なし。

議 長 質疑がないようでしたら、この案件について承認してもよろ しいですか。

全委員 異議なし。

異議なし賛成により、この案件は原案のとおり許可相当とし 議 長 て県知事に意見を送付します。

1番の案件について終了します。

2番の案件につきまして、事務局に議案の朗読及び説明を求 議 長 めます。

事務局 この案件も、農業振興地域内青地の除外申請となります。

> 事業計画者は、現在賃貸物件に家族5人で暮らしております が、子どもの成長や家財の増加により手狭になりました。戸建 てのマイホームを購入したいと考え市街化区域を含め近隣を 探しましたが見つからず、育児の手伝いをしていただいている 義母に相談したところ、義母の自宅の隣接する土地を貸与して くれることとなり申請に至りました。

> 農地の区分は、概ね10~クタール以上の規模の一団の農地 の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。

> 原則第1種農地は不許可となりますが、集落と接しているた め例外として許可になることがあります。

> 今後、除外の手続きが完了すると農地転用許可申請がされる 予定です。

議 長 現地調査を行った委員さんから説明をお願いします。

10 番委員

9月15日に8番委員と事務局の3人で現地調査を行いま した。現状はきれいに耕うんされている農地です。

今後転用されても周りの農地には特に問題は無いと思いま す。

議 長 地元の委員さんは現地調査を行った10番委員さんです。

議 長 質疑はありますか。

全委員しなし。

議 長 質疑がないようでしたら、この案件について承認してもよろ

しいですか。

全委員 異議なし。

議 長 異議なし賛成により、議案第21号この案件は原案のとおり

許可相当として県知事に意見を送付します。

2番の案件について終了します。

議案第21号について終了します。

議 長 本日の報告並びに議案全てについて、慎重審議していただき

ましてありがとうございました。これをもちまして、令和4年

第9回ふじみ野市農業委員会総会を閉会とさせていただきま

す。

(終了 午後1時53分)